

人権に関する意識調査報告書（概要版）

令和8年3月 埼玉葛郡市人権施策推進協議会

I 調査の目的

人権に関する住民の意識を、2年に1回調査することにより、その意識の変化を把握し、今後の人権行政・教育を推進するための基礎資料として、各施策に活用することを目的とする。

II 調査の概要

- (1) 調査地域 三郷市・八潮市・越谷市・春日部市・杉戸町・松伏町
- (2) 調査対象 各市町内に在住する満18歳以上の方
(階層 18～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上)
- (3) 標本数 1,000人(市：200人、町：100人)
- (4) 抽出方法 住民基本台帳からの層化無作為抽出(令和7年10月1日現在)
- (5) 調査期間 令和7年11月1日(土)～11月30日(日)

III 調査項目

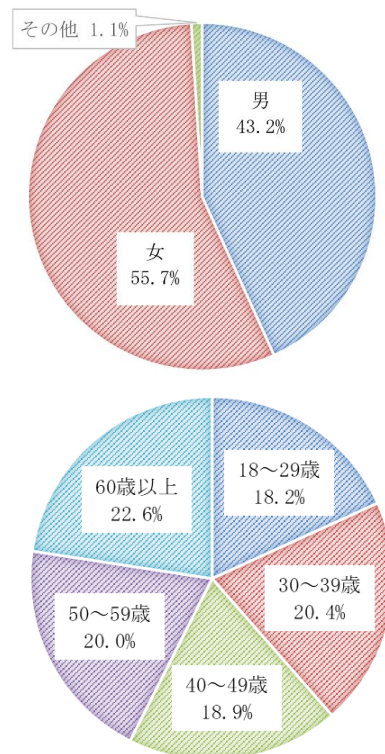
- (1) 属性(性別、年代)
- (2) 人権全般に対する意識について
- (3) 女性の人権について
- (4) こどもの人権について
- (5) 高齢者の人権について
- (6) 障がいのある人の人権について
- (7) 部落差別について
- (8) 外国人の人権について
- (9) インターネットによる人権侵害について
- (10) 性的マイノリティ(LGBTQ+)の人権について
- (11) 人権問題についての意見

IV 回収結果

- (1) 調査票配布数 1,000人
- (2) 回答者数 456人
- (3) 回答率 45.6%

V 回答者の基本属性

階層	総計		男		女		その他	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18～29歳	83	18.2%	38	19.3%	44	17.3%	1	20.0%
30～39歳	93	20.4%	40	20.3%	53	20.9%	0	0.0%
40～49歳	86	18.9%	31	15.7%	52	20.5%	3	60.0%
50～59歳	91	20.0%	41	20.8%	49	19.3%	1	20.0%
60歳以上	103	22.6%	47	23.9%	56	22.0%	0	0.0%
合計	456	100.0%	197	100.0%	254	100.0%	5	100.0%



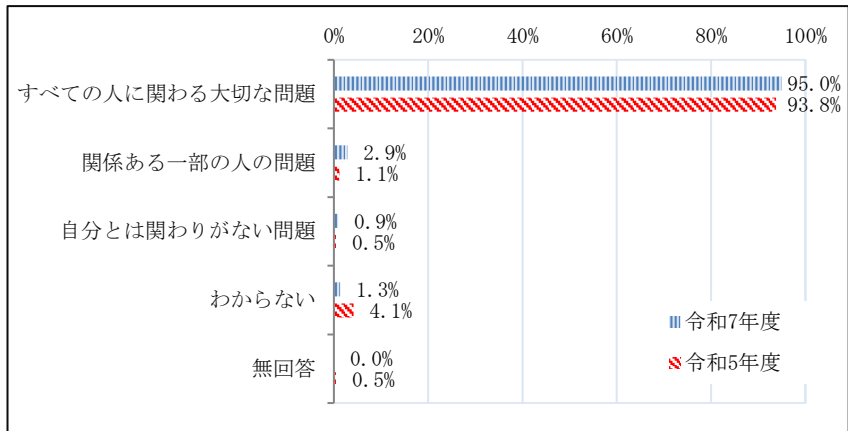
VI 結果の概要

1 人権全般に対する意識

◆ あなたは、人権について、どのように考えていますか。(〇は1つ)

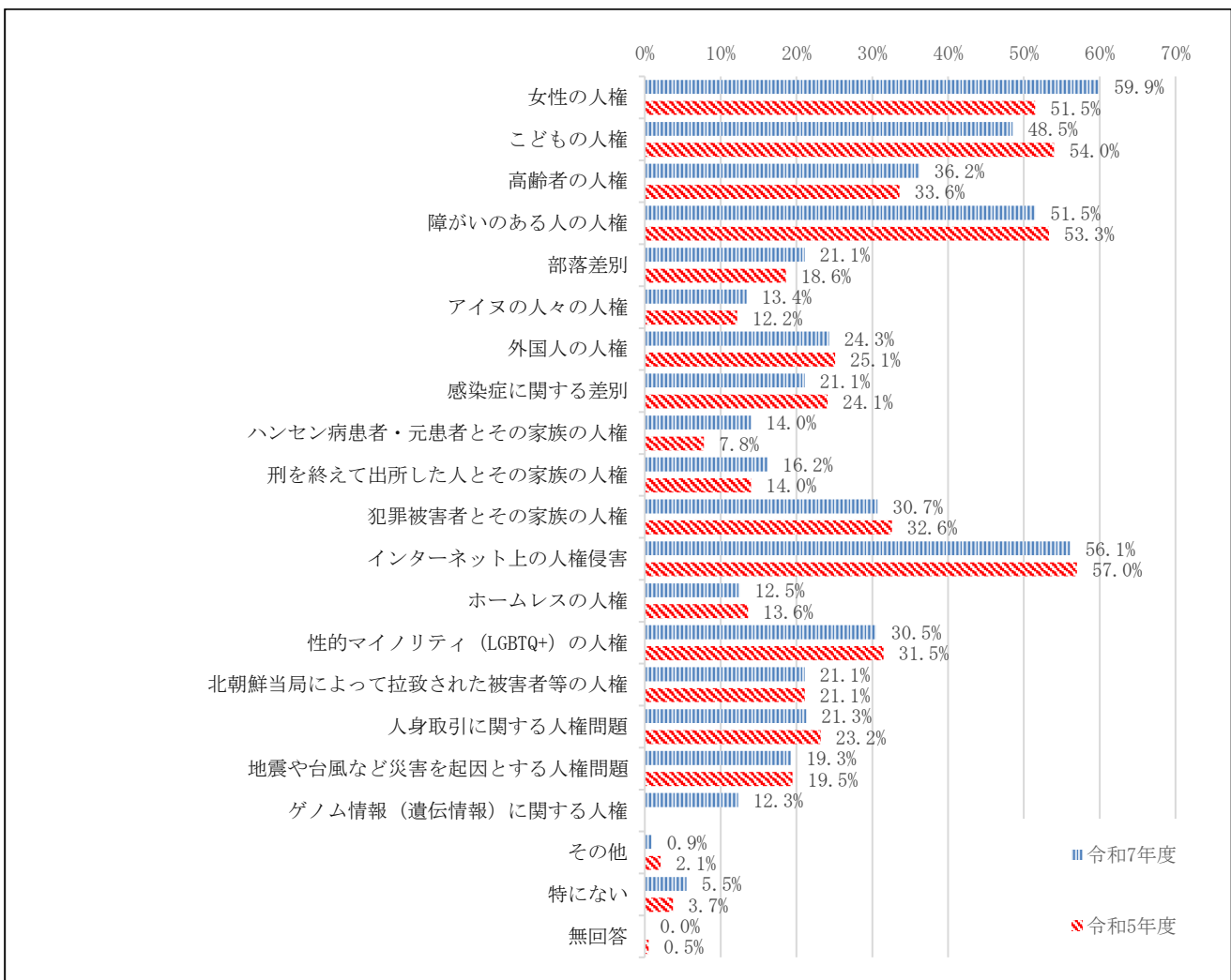
前回調査と同様に「すべての人に関わる大切な問題」が90%を超え、最も高くなっており、「自分とは関わりがない問題」と回答した人は、0.9%とわずかながらも存在した。

また、「関係ある一部の人の問題」という回答も見受けられることから、引き続き人権教育・啓発を行う必要がある。



◆ いまの日本の社会には様々な人権問題がありますが、あなたが関心のあるものはどれですか。(該当するものすべてに〇)

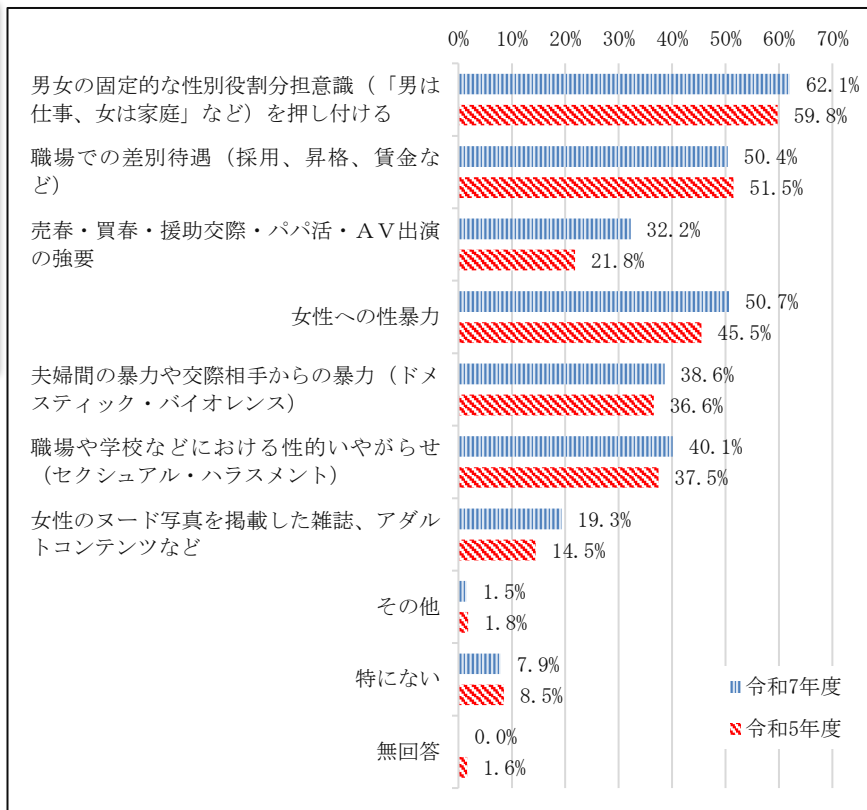
「女性の人権」が前回調査と比べて8.4ポイント増加し59.9%で最も高くなっており、次いで「インターネット上の人権侵害」が56.1%となっている。



2 女性の人権に対する意識

- ◆ あなたは、女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのような行為に対してですか。
 (該当するものすべてに○)

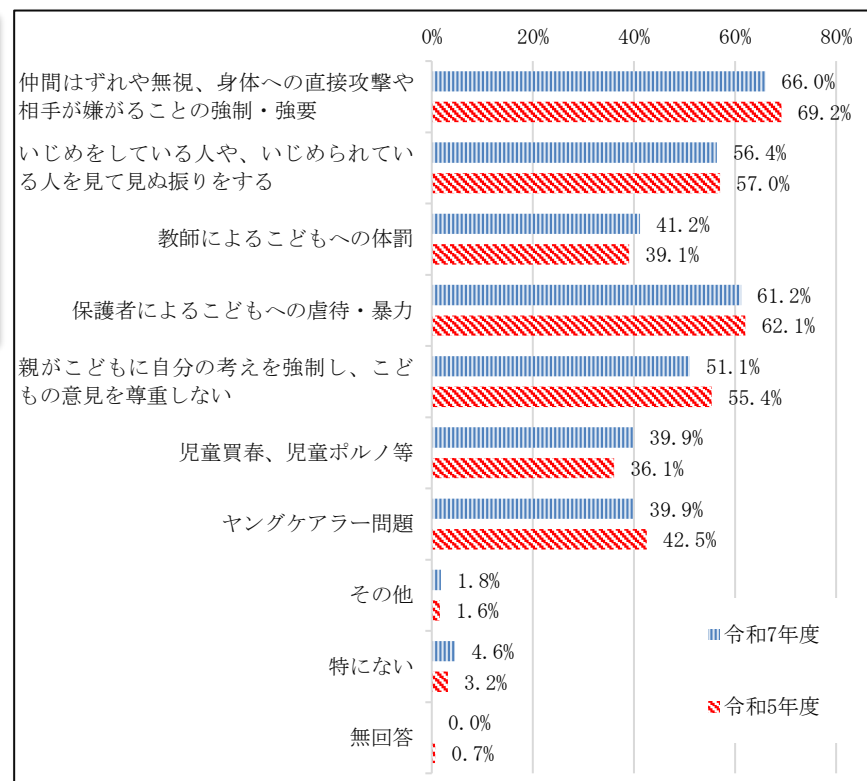
「男女の固定的な性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を押し付ける」が62.1%で最も高くなっており、次いで「女性への性暴力」が50.7%、「職場での差別待遇(採用、昇格、賃金など)」が50.4%となっている。



3 こどもの人権に対する意識

- ◆ あなたは、こどもの人権が尊重されていないと感じるのはどのような状況に対してですか。
 (該当するものすべてに○)

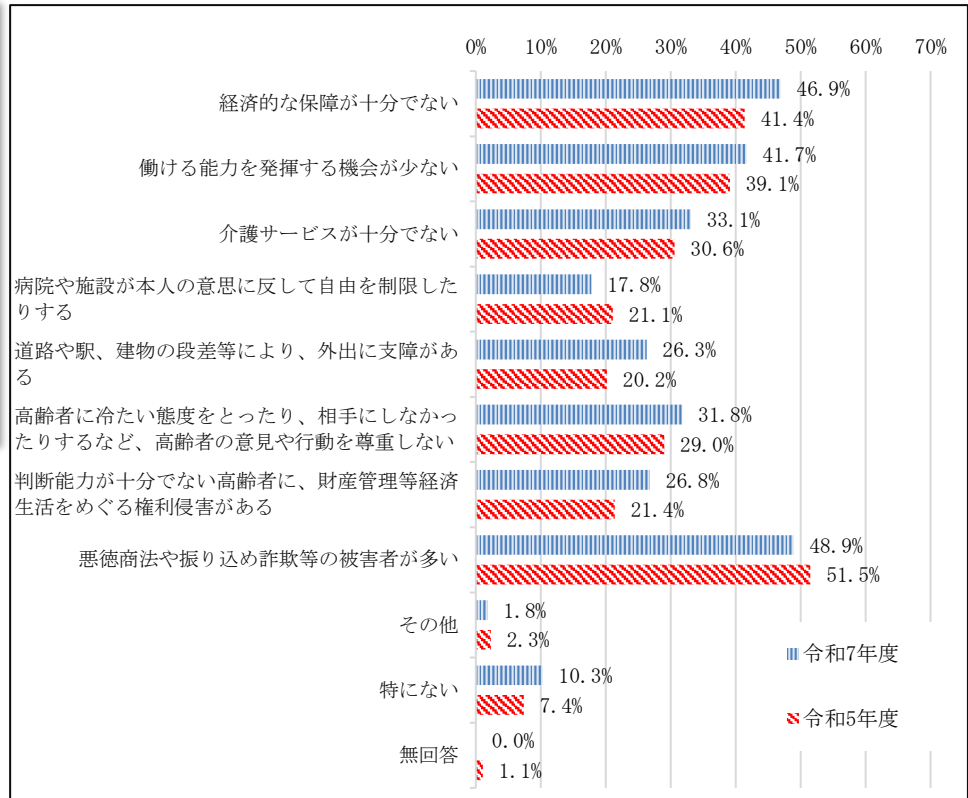
「仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることの強制・強要」が66.0%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで「保護者による子どもへの虐待・暴力」が61.2%となっている。



4 高齢者の人権に対する意識

- ◆ あなたは、高齢者の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。
（該当するものすべてに○）

「悪徳商法や振り込め詐欺等の被害者が多い」が48.9%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで「経済的な保障が十分でない」が46.9%、「働ける能力を発揮する機会が少ない」が41.7%となっている。



5 障がいのある人の人権に対する意識

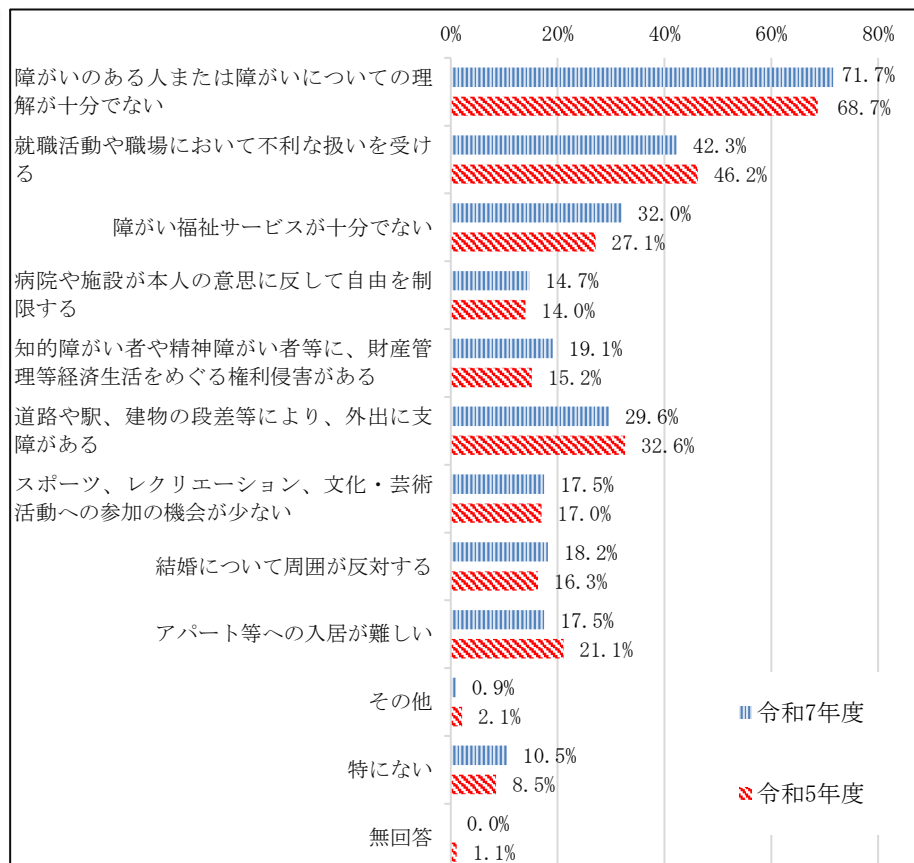
- ◆ あなたは、障がいのある人の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。（該当するものすべてに○）

「障がいのある人または障がいについての理解が十分でない」が71.7%と最も高くなっており、次いで「就職活動や職場において不利な扱いを受ける」が42.3%、「障がい福祉サービスが十分でない」が32.0%となっている。

障害者差別解消法について

「法律の内容まで知っている」が9.2%と前回調査より3ポイント増加している。

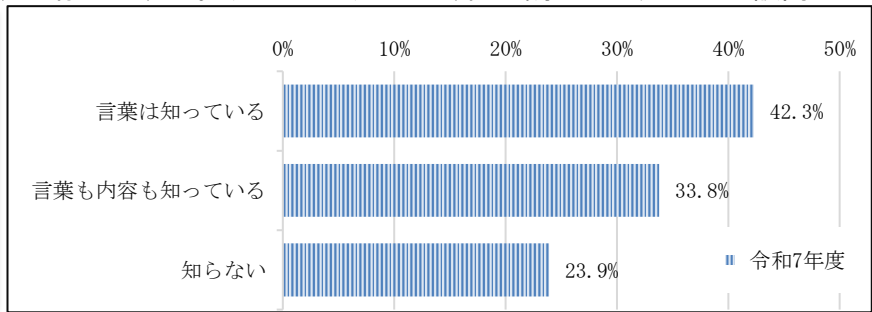
しかしながら、法の認知が十分とは言えない状況であることから、引き続き「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について周知に努める必要がある。



6 部落差別に対する意識

◆ あなたは、部落差別について、ご存じですか。(〇は1つ) ※今回の調査から追加した設問

「言葉は知っている」が42.3%で最も高くなっている。次いで「言葉も内容も知っている」が33.8%となっており、80%近くの回答者が部落差別を知っているという結果となっている。



◆ あなたは、部落差別について、初めて知ったきっかけは、何からですか。(〇は1つ)

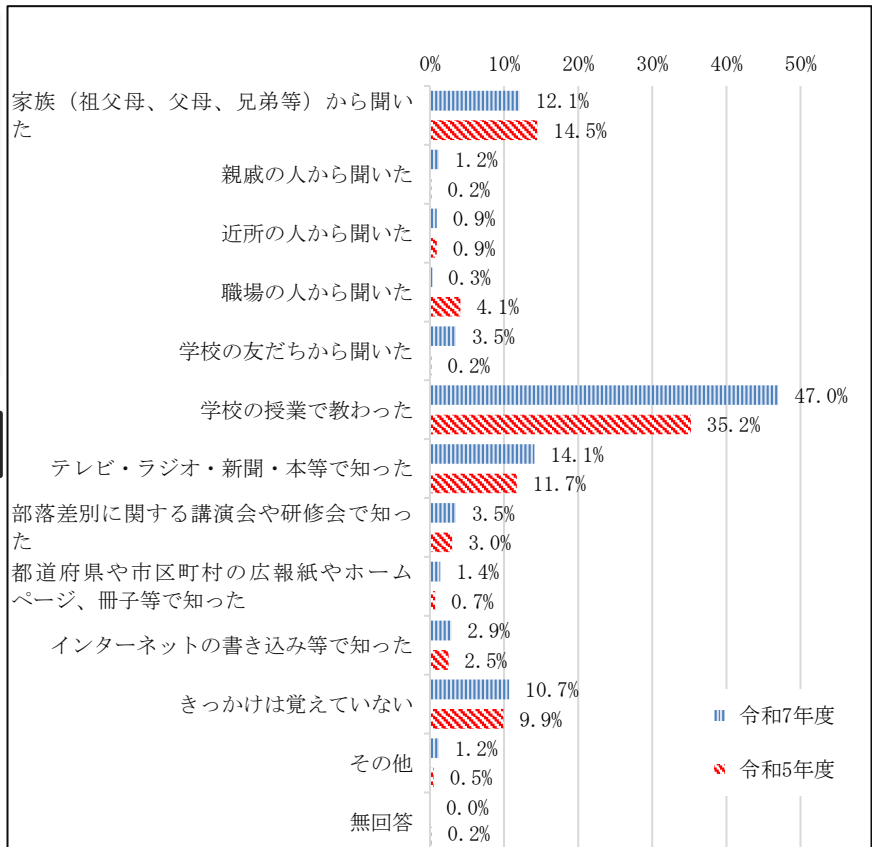
「学校の授業で教わった」が47.0%で最も高く、前回調査と比べて11.8ポイント増加している。

その一方で、「家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた」は12.1%となっており、前回調査と比べて2.4ポイント減少している。

部落差別解消推進法及び 埼玉県部落差別解消推進条例について

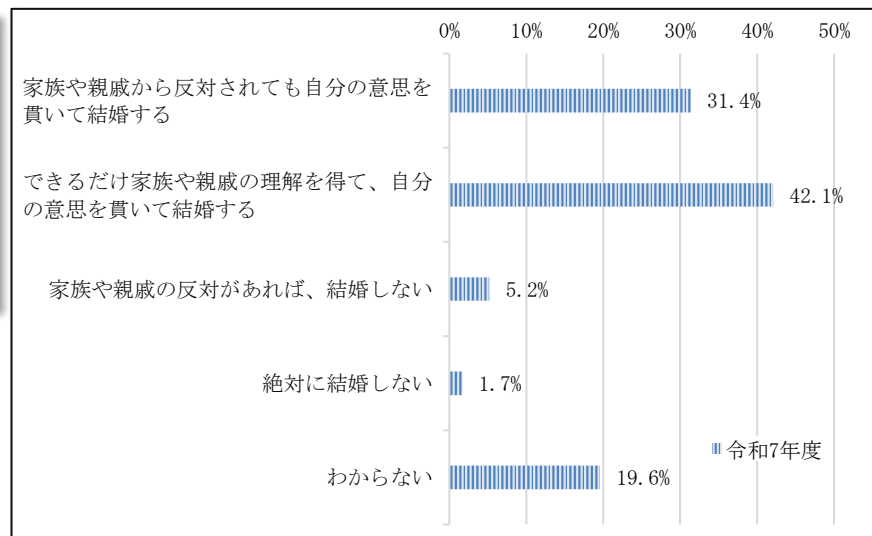
部落差別解消推進法については、「内容まで知っている」「できたことは知っている」を合わせた割合が29.1%にとどまっており、認知は十分とはいえない状況である。

また、埼玉県部落差別解消推進条例についても、同様に16.7%にとどまっていることから、引き続き両制度について周知に努める必要がある。



◆ あなたは、結婚しようとする相手が被差別部落出身者であると分かった場合、あなたはどのようにしますか。(〇は1つ) ※今回の調査から追加した設問

「できるだけ家族や親戚の理解を得て、自分の意思を貫いて結婚する」が42.1%と最も高くなっており、次いで「家族や親戚から反対されても自分の意思を貫いて結婚する」が31.4%となっている。



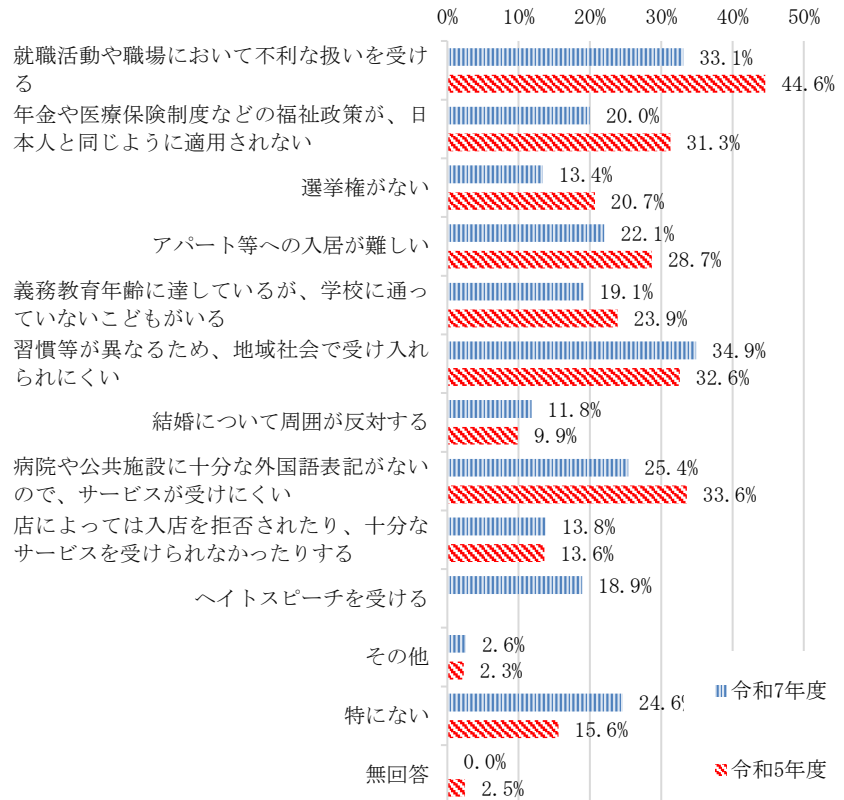
7 外国人の人権に対する意識

◆ あなたは、日本に住む外国人の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。（該当するものすべてに○）

「習慣等が異なるため、地域社会で受け入れられにくい」が34.9%で最も高くなっており、次いで「就職活動や職場において不利な扱いを受ける」が33.1%となっている。また、前回調査において最も高かった「就職活動や職場において不利な扱いを受ける」が11.5ポイント減少している。

ヘイトスピーチ解消法について

「法律の内容まで知っている」は7.5%で前回調査と比べて4.5ポイント増加し、「法律ができたことは知っている」は28.7%で前回調査と比べて1.1ポイント増加しているものの、法の認知が十分とはいえない状況であることから、引き続き周知に努める必要がある。



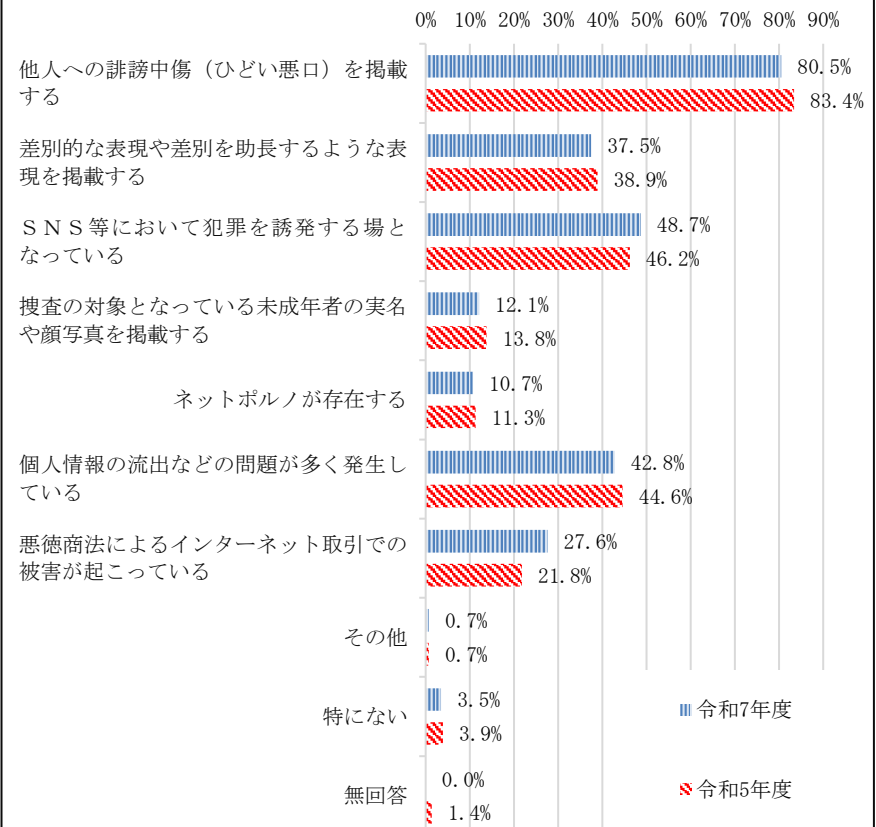
8 インターネットによる人権侵害に対する意識

◆ あなたは、インターネット上での人権侵害に関して、特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は3つまで）

「他人への誹謗中傷（ひどい悪口）を掲載する」が80.5%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで「SNS等において犯罪を誘発する場となっている」が48.7%となっている。また、前回調査より「悪徳商法によるインターネット取引での被害が起こっている」が5.8ポイント増加している。

情報流通プラットフォーム対処法について

「法律ができたことも知らない」が85.1%で最も高くなっており、次いで「法律ができたことは知っている」は12.3%となっている。法の認知が十分とはいえない状況であることから、「情報流通プラットフォーム対処法」について周知に努める必要がある。



9 性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権に対する意識

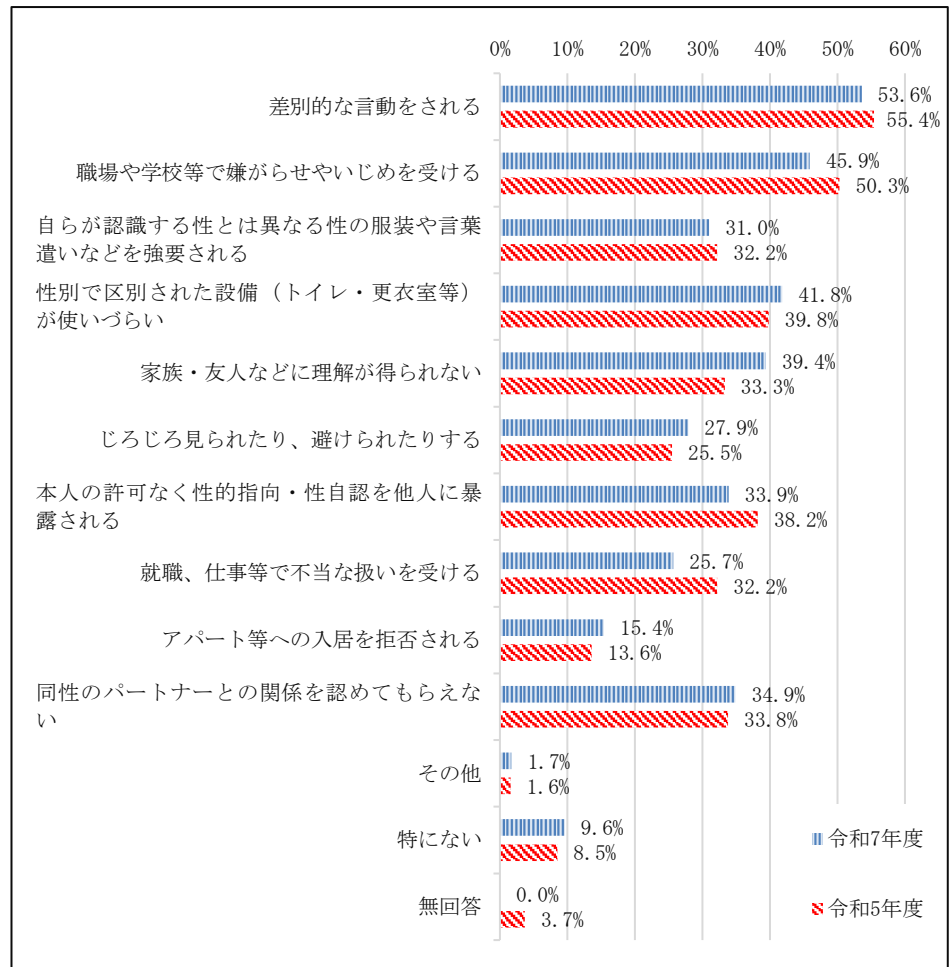
- ◆ あなたは、性的マイノリティ（LGBTQ+）の人権侵害に関して、特に問題があると思うのはどのようなことですか。（該当するものすべてに○）

「差別的な言動をされる」が53.6%で前回調査と同様に最も高くなっており、次いで「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受ける」が45.9%となっている。

LGBT理解増進法について

「法律の内容まで知っている」は12.5%で前回調査と比べて8.4ポイント増加し、「法律ができたことは知っている」は25.5%で前回調査と比べて3.4ポイント増加した。

しかしながら、法の認知が十分とはいえない状況であることから、引き続き「LGBT理解増進法」について周知に努める必要がある。



Ⅶ 人権に関する意識調査の今後について

今後においても、埼玉市町で連携しながら、経年での意識の変化などを把握することにより、啓発活動をはじめ今後の人権行政・教育を推進するための基礎資料として活用していく。